

## 奈良県消防防災ヘリコプター事故調査委員会設置要綱

### (目的)

第1条 平成25年9月16日に発生した航空事故の原因の究明と再発防止策を検討し、奈良県防災航空隊の信頼を回復するため、「奈良県消防防災ヘリコプター事故調査委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議及び検討する。

- (1) 今回の航空事故の原因の究明
- (2) 奈良県防災航空隊の隊員の教育訓練内容
- (3) 奈良県防災航空隊が使用する救助資機材
- (4) 事故の再発防止策
- (5) その他、目的達成のために必要な事項

### (組織)

第3条 委員会に、委員長及び委員を置く。

- 2 委員長は、県理事兼危機管理監をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 委員長の職務を代理する者として、消防救急課長をもって充てる。
- 5 委員は、次の者をもって充てる。
  - (1) 消防救急課長
  - (2) 消防救急課主幹（防災航空隊担当）
  - (3) 消防救急課課長補佐
  - (4) 消防救急課防災航空隊隊長

### (会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員（委員長を含む。）の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

### (委員会の決定事項)

第5条 委員会においては、次の事項を決定するものとする。

- (1) 航空事故の原因
- (2) 事故の再発防止策
- (3) その他必要と認められる事項

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部知事公室消防救急課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年9月17日から施行する。